

新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第39号

新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第52条第2項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

第61条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め，同条各号列記以外の部分中「平成24年新潟市条例第88号」の次に「。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。」を，「指定通所介護事業者をいう。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第89号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え，「同条例」を「指定居宅サービス等基準条例」に，「以下同じ。）を提供」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供」に，「当該指定通所介護を基準該当児童発達支援」を「当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援」に，「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業所をいう。）又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）」に，「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め，同条第1号中「指定通所介護事業所」

を「指定通所介護事業所等」に改め、「機能訓練室」の次に「（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第3号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第61条の2各号列記以外の部分中「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第89号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準条例」に改め、同条第1号中「、この条」を「、指定障害福祉サービス等基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条」に改め、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「、この条」を「、指定障害福祉サービス等基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第4号中「利用者数及び」を「利用者数並びに」に、「、この条」を「、指定障害福祉サービス等基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条」に改め、「又は特区省令第4条第1項

の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。